

国自貨第348号
国自整第131号
令和7年9月30日

北海道運輸局

自動車交通部長 殿

自動車技術安全部長 殿

物流・自動車局貨物流通事業課長
自動車整備課長
(公印省略)

適正化事業指導員が行う巡回指導時の大型車の車輪脱落事故防止対策
に関する周知・指導について

「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」において取りまとめた、大型車の車輪脱落事故防止「令和7年度緊急対策」の徹底を図るため、貨物自動車運送事業法第39条第1項の規定に基づく適正化指導員が行う巡回指導の際に、令和7年度緊急対策に関する周知・指導及び取組状況の確認等を実施して頂くよう全国貨物自動車運送適正化事業実施機関等へ別紙のとおり協力依頼を行いましたので了知願います。

国自貨第348号
国自整第131号
令和7年9月30日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長
自動車整備課長
(公印省略)

適正化事業指導員が行う巡回指導時の大型車の車輪脱落事故防止対策
に関する周知・指導について（協力依頼）

大型車の車輪脱落事故防止対策については、平成30年度より事故防止対策のための緊急対策を策定し積極的に取り組んできたところですが、令和6年度の発生件数は120件と依然として多くの車輪脱落事故が発生していることを踏まえ、平成29年度に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」において、大型車の車輪脱落事故防止「令和7年度緊急対策」を取りまとめ、関係団体と連携して取り組むこととしましたので、貨物自動車運送事業法第39条第1項の規定に基づく適正化事業指導員が行う巡回指導に際し、下記の取り組みについて協力いただくよう、よろしくお願いします。

なお、別紙のとおり各地方運輸局等あて通知していることを申し添えます。

記

1. 大型車を保有する貨物自動車運送事業者に対して、別添1の2.(1)に基づくチラシ等を用いた周知・啓発を行う。
2. 大型車を保有する貨物自動車運送事業者に対して、別添1の4.(1)及び(2)の事故防止対策の取組状況を別添2-1により確認し、同事故防止対策の取り組みが不十分なときは、積極的な取り組みを実施するよう指導する。